

平成 23 年度事業計画

1 中長期事業計画への展望と方針

武蔵野美術大学は、1929 年の帝国美術学校創立以来、「真に人間的自由に達するような美術教育」、「教養を有する美術家養成」を建学の精神とし、清新な想像力を持った美術家、デザイナーの養成に努めてきた。国内外に多くの優秀な人材を輩出し、わが国の美術・デザインの発展及びその教育の重要な一翼を担ってきた。

2009 年に創立 80 周年を迎えたが、13 号館、2 号館アトリエ棟など着実に施設設備の充実を図り、2010 年 6 月には新図書館を開館し、「2004－2009 建築計画大綱」に掲げた建築事業については、本年 3 月終了予定の美術資料図書館旧棟の新美術館への改修工事をもってすべての工事を終えることになる。6 月には新美術館・図書館のグランド・オープンを迎える。

さらに、土地（小川町一丁目区画整理組合保留地など）の取得を進めており、小平 3・3・3 号線の敷設に伴う施設移転等の利便性や長期的な活用の安定性を図っている。

一方、本学を取り巻く状況は、地球環境問題、少子化の進行による 18 歳人口の減少、グローバル化した競争の激化などに加え、初等・中等教育における図画工作科・美術科の時間数削減など、美術教育についての社会的環境も、楽観できない。

日本私立学校振興・共済事業団の平成 22 年 5 月 1 日現在の学校法人基礎調査によると、学部系統別の志願倍率において減少したのは、歯学系（0.37 ポイント）、薬学系（0.32 ポイント）及び芸術系（0.42 ポイント）のみであり、中でも芸術系が最大の落ち込みを示している。本学の志願者数も、平成 21 年度、22 年度と 2 年連続で 15% 近く減少し、平成 23 年度入試においては対前年度比 3.2% 減と大幅な減少傾向に歯止めはかけたものの、減少した。

こうした状況のもと、本学は教育研究の更なる質的向上を目指し、大学院充実のあり方の検討を進めるとともに、都心にデザイン戦略的拠点を開設するなど、美術・デザインの教育研究機関としての先進的な役割を広く社会に情報発信していかなければならない。

新たな中長期計画については、上記の基本的認識を踏まえながら以下の課題を中心として策定する。

(1) キャンパス整備計画

イ. キャンパス基本構想の確立

これまでの学内各方面からの意見聴取や議論の積み重ねを踏まえ、平成 22 年 9 月 15 日教授会及び 9 月 22 日理事会において、理事長・学長連名による「小平 333 道路対応を中心

とする基本構想」が提示された。この基本構想は、小平 3・3・3 号線対応を、本学の基盤を強化する好機と捉え、将来の組織改編に対応可能な教育研究環境の整備を目的として策定され、差し迫った各種工事期日を踏まえた具体的行動計画を中心としている。

今後の詳細な計画については、キャンパス基本構想委員会を中心にして更に検討を進め、建築委員会での審議を経て、理事会において決定することとなる。

ロ. 鷹の台キャンパスの拡充

上記イとの関連や今後の財政計画も踏まえつつ、土地（小川町一丁目区画整理組合保留地など）の取得について、今後も基本的に前向きに対応する。

ハ. その他

青梅校地、新宿サテライト等について、今後の在り方を検討、方針を策定する。

(2)財政計画

上記(1)に連動し、その着実な実行を裏付ける資金計画を策定する。

仮称工房・デザイン研究棟建築のための資金については2号基本金組入を行わず、可能な限り経常費をもって対応する予定である。引き続き関係当局との用地・移転補償の交渉を続ける。

(3)大学院の充実

上記(1)の「小平 333 道路対応を中心とする基本構想」において、大学院における教育研究機能の拡充とデザイン領域を中心とする研究開発機能の向上を図ることを基本方針としている。また、第四期自己点検評価委員会では、大学基準協会認証評価結果を踏まえつつ、教育研究組織、教員組織のあり方について点検評価を行っている。

これらを基礎に、今後大学院の将来構想について新たな組織を立ち上げ検討を進める。

(4)武蔵野美術学園のあり方についての更なる検討

武蔵野美術学園については、校友会との協力体制も進めるなかで、新たな社会人層の開拓等を図る。健全な収支構造の確立を基盤としつつ、市民のための美術教育という社会的使命も踏まえ、発展の可能性を見極める。

2 平成 23 年度事業計画における重点課題

上記の中長期計画の他、以下の重点課題実施に向け取り組む。

(1) 小平 3・3・3 号線敷設に対応する仮称工房・デザイン研究棟の設計確定

仮称工房・デザイン研究棟の平成 24 年度及び 25 年度工事に向け、設計案を確定する。

(2) 土地の取得

小平 3・3・3 号線の敷設に伴う施設移転等の利便性や長期的な活用の安定性を踏まえ、土地（小川町一丁目区画整理組合保留地など）の取得を進める。

(3) 外部資金を導入しての教育研究活動の推進

平成 20 年度文科省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」採択事業「造形資料に関する統合データベースの開発と資料公開」及び平成 21 年度大学教育・学生支援推進事業（テーマ A）大学教育推進プログラム「造形ファシリテーション能力獲得プログラム」を推進する。

(4) 教育研究体制の充実

特別任用専任教員を増員し、本学の教育研究の水準にふさわしい専任教員体制の充実を図る。

(5) デザイン戦略的拠点の開設

平成 24 年 1 月より六本木の東京ミッドタウン・デザインハブにデザイン戦略的拠点を開設する。

共同研究・受託研究などの教育研究プロジェクトによる企業等との連携促進、先端的デザインの発表の場とするなど、本学デザイン教育研究活動の情報発信推進を図るための拠点とする。

(6) 美術館の開館

美術資料図書館旧棟の新美術館への改修工事終了を経て、6 月に新美術館・図書館をグランド・オープンする。

(7) 国際交流の推進

アジア圏の大学等教育研究機関との交流を深めるとともに、日本語教育体制の強化を進め、留学生受入促進を図る。既に交流協定を締結している弘益大学校との交換留学制度を開始する。

(8) 広報活動の強化

志願者の安定的確保と資質の確保に全学をあげて取り組み、高校生の受験校決定に際しての最大の情報源となっているオープンキャンパスや進学相談会、ホームページの充実、

効果的な高校・予備校訪問をより一層積極的に展開するなど、広報活動を強化する。

(9)外部・競争的研究資金獲得の促進

科学研究費補助金をはじめとした外部・競争的研究資金の獲得促進を図る。

(10)教育研究情報の公開

文部科学省から学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が平成23年4月1日に施行され、「教育研究活動等の情報」について具体的な9項目の公表義務化、「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報」についての公表の努力規定化がなされた。また、私学事業団の経常費補助金配分基準において教育情報の公表が22年度分から前倒して適用され、来年度は更に強化されることが私学事業団より予告されている。

ホームページにおいて教育研究活動情報の公開と説明責任に努めるとともに、学内の様々なメディアを通して、的確な情報の公開に努める。

以 上